

委託契約における特命随意契約の結果について

業務の名称	契約日	契約の相手方	契約金額 (円)	随意契約理由	随意契約の根拠	担当部署
後期高齢者医療システムサーバ基盤保守業務	R4.10.1	株式会社インテック	2,189,000	当該事業者はデジタル戦略部が構築した仮想化基盤上において本市の独自仕様に基づき後期高齢者医療システムの認証などの各サーバや仮想端末（VDI）、及びネットワーク環境の設計構築を行い、本市の後期高齢者医療システムの基盤構成を熟知している。 また、本委託業務はネットワークやサーバ設計などのシステム基盤構築と密接不可分の関係にあり、設計・構築を行った同社以外に保守させた場合、システム基盤環境の使用に著しく支障が生じるおそれがあるほか、瑕疵担保責任の範囲も不明確となる。 以上のことから、必要な要件を熟知する当該事業者に委託することが、これまで通り市民サービスを低下させることなく業務を継続させることが出来る唯一の方法であるため。	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号に該当	福祉局国保年金医療課
神戸市新型コロナウイルス感染症対策福祉施設職員等PCR検査事務受付業務に係る業務委託	R4.10.1	パーソルテンプスタッフ株式会社	4,398,900	高齢者施設へのPCR検査は、市民へのワクチン接種が終了するまでの間実施する必要があることから、ワクチン接種にかかる管理業務と検査受付業務を一体的に行うことが必要である。そのため、既にワクチン接種にかかる集中管理業務を受託している左記事業者と随意契約を行うものである。	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号に該当	福祉局介護保険課
神戸市暮らし支援臨時特別給付金支給関連業務に係る委託契約（5万円）	R4.10.20	パーソルテンプスタッフ株式会社	530,806,100	電力・ガス・食料品等の価格高騰による負担増を踏まえ、特に家計への影響が大きい低所得世帯（住民税非課税世帯等）に対する給付金の支給を行う。住民税非課税世帯に対して、1世帯あたり5万円の現金を給付することにあたり、国からは「令和4年度内の事業完結」と示されており、緊急の必要により競争入札に付することができない。 当該事業者は、令和2年度及び3年度の特別定額給付金支給業務等の受託実績があり、大規模なコールセンターの立ち上げや市役所周辺における事務所開設、神戸市が提供する住民基本台帳等のデータを基にした受付から支給までの進捗管理を行うシステムの構築、特別定額給付金の口座データの取り込み・反映等について、限られた期間で迅速かつ正確に対応できるノウハウを有している。	地方自治法施行令第167条の2第1項第5号に該当	福祉局暮らし支援課
土砂災害警戒区域内福祉施設の土砂災害リスクに関する対策検討業務	R4.10.25	一般財団法人 建設工学研究所	11,891,000	本調査は先に行った危険度判定調査にて、一定の対策が必要と結果が出たことにより、対象施設の土砂災害からのリスクを防ぐための対策を検討するものであり、防災学や土砂災害警戒区域に関する専門知識を必要とする。 当該事業者は事前に行った危険度判定調査においても調査を実施した法人であり、専門的知識、現場の詳細情報を十分に有している。 引き続きボーリング調査等の詳細調査を実施する必要があるため、現状を熟知している当該事業者と契約を締結する。	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号に該当	福祉局高齢福祉課
新福祉情報システム向け連携データの作成・送信業務	R4.11.21	富士通Japan株式会社 兵庫支社	4,802,600	国民健康保険システムは、富士通Japan株式会社のパッケージシステムをベースとし、平成29年1月から稼働している。本連携データの作成・送信業務を正確かつ円滑に進めるためには、現在稼働中のシステムに係る知識が前提であり、富士通Japan株式会社はこれら有する唯一の業者であるため。	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号に該当	福祉局国保年金医療課
高齢者のオンラインつどいの場推進モデル事業	R4.11.24	一般社団法人 日本老年学的評価研究機構（JAGES）	8,301,270	本業務は、高齢者のつどいの場をオンラインで実施すること、介護予防効果の検証を目的としている。本事業者は、全国的な介護予防評価の実績及び、これまでの神戸市の介護予防事業評価業務の受託実績があり、本業務についても、総務省「令和4年度デジタル活用支援推進事業費」等に採択され、他都市で既にモデル実施・効果評価を推進しているため、事業実施のノウハウが蓄積されており、複数自治体の評価を踏まえた分析も可能となっている。 加えて、本事業者に別途委託し実施している、「健康とくらしの調査」の結果を活用し、本事業参加者と非参加者の健康状態に関して経年的に比較することができる。以上から、安定的かつ効率的な事業の遂行が期待でき、同時に他都市比較や経年比較を通じた効果評価ができるのは、本事業者のみである。	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号に該当	福祉局介護保険課
国民年金業務における事務改善のためのシステム機能追加	R4.12.1	株式会社JSOL	48,716,800	現行の国民年金システムは、本事業者が開発し、稼働後も制度改正や業務改善に伴う改修を重ねてきた本市固有のシステムである。 本システムの改修業務を正確かつ円滑に進めるためには、これまでの開発等を通じて蓄積した業務プロセスやプログラム仕様等にかかる知識を保有することが必須となる。 また、設計及び運用保守を行っている当該事業者以外にシステム改修を施行させた場合、既存プログラムとの瑕疵担保責任の範囲が不明確となるなど、システム運用に支障を生じ、業務が立ち行かなくなる恐れがある。上記の理由により本事業者に委託する。	政令第11条第1項第2号に該当	福祉局国保年金医療課
国保システムの標準化に向けた分析業務	R4.12.22	富士通Japan株式会社 兵庫支社	29,997,000	国民健康保険システムは、富士通Japan株式会社のパッケージシステムをベースとし、平成29年1月から稼働している。標準仕様書との差異の分析業務を正確かつ円滑に進めるためには、現在稼働中のシステムに係る知識が前提であり、富士通Japan株式会社はこれら有する唯一の業者である。	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号に該当	福祉局国保年金医療課
神戸市新型コロナウイルス感染症対策福祉施設職員等PCR検査事務受付業務に係る業務委託	R5.1.1	パーソルテンプスタッフ株式会社	4,398,900	高齢者施設へのPCR検査は、市民へのワクチン接種が終了するまでの間実施する必要があることから、ワクチン接種にかかる管理業務と検査受付業務を一体的に行うことが必要。そのため、既にワクチン接種にかかる集中管理業務を受託している上記の相手方と随意契約を行うものである。	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号に該当	福祉局介護保険課